

令和3年度第3回春日井市地域自立支援協議会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月8日(火) 午後2時～3時30分
- 2 開催場所 春日井市役所602会議室及びオンライン(ハイブリッド会議)
- 3 出席者

【会長】

向 文緒(中部大学)

【職務代理者】

水野 幸樹(春日苑障がい者生活支援センター)

【委員】

田代 波広(尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ)

市川 潔(春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会)

浅野 京子(春日井こども発達支援センターてくてく)

竹内 達生(春日井市医師会)

梶村 明(春日台特別支援学校)

坂田 未鈴(神領小学校、春日井市特別支援教育研究会)

高木 敏行(春日井公共職業安定所)

服部 浩子(春日井市手をつなぐ育成会)

戸田 三保子(春日井市肢体不自由児・者父母の会)

吉田 美幸(春日井市社会福祉協議会)

梅田 由枝(春日井市地域包括支援センター柏原)

小川 直文(民生委員)

【障がい者生活支援センター】(オブザーバー)

高村 里沙(基幹相談支援センターしゃきょう)

住岡 亜美(障がい者生活支援センターあつとわん)

長尾 亜希子(春日苑障がい者生活支援センター)

的場 優(障がい者生活支援センターかすがい)

宮原 香苗(障がい者生活支援センターJHNまある)

【傍聴】4名

【事務局】

山口 剛典 (健康福祉部長)
中山 一徳 (障がい福祉課長)
清水 栄司 (障がい福祉課長補佐)
西尾 直人 (障がい福祉課障がい福祉担当主査)
渡辺 えみ (障がい福祉課認定給付担当主査)
示野 大介 (障がい福祉課認定給付担当主査)
井上 大輔 (障がい福祉課主任)
寺尾 浩孝 (障がい福祉課主任)
林 孝安 (基幹相談支援センターしゃきょう)
矢野 由季子 (基幹相談支援センターしゃきょう)

4 議題

- (1) 障がい者生活支援センターの活動報告について
- (2) 連絡会及び部会の報告について
- (3) その他

5 会議資料

- (1) 障がい者生活支援センター集計
- (2) 障がい者生活支援センター連絡会の報告
- (3) 当事者団体連絡会の報告
- (4) 医療的ケア児等支援連絡会の報告
- (5) 相談支援連携部会の報告
- (6) 運営会議の報告
- (7) 地域生活支援拠点等の報告
- (8) 障がい者虐待の通報・届出状況について
- (9) 委員からの事前質問

6 議事内容

議事に先立ち、部長あいさつを行った。また、会議は公開とし、議事録は要点筆記とすることを確認した。

◆議題1 「障がい者生活支援センターの活動報告について」

(障がい者生活支援センターあっとわん 住岡相談員) 資料1及び資料2に基づき報告
(向会長) 事前に田代委員からご提出いただきましたご質問があります。障がい者生活支

援センターあつとわんの傾向と所感にあります、不登校に関する相談と、未就学の児童の送迎に関する支援についてです。これについて障がい者生活支援センターあつとわんより回答をお願いします。

(障がい者生活支援センターあつとわん 住岡相談員) 不登校に関する相談では、市内のフリースクールや、日中から利用できる放課後等デイサービスはないかなど、日中の時間帯に家以外の場所を求めるといった内容でした。対応としては、相談の中で、どの程度学校へ行けていないのか、なぜ行けていないのかなど、丁寧に聞き取りを行いながら、必要に応じて適応指導教室あすなろに関する情報提供や、学校のスクールソーシャルワーカーと連携を図りながら対応させていただきました。登園、降園時の送迎に関してですが、この報告書で挙げているケースについては、保護者1人で5人の児童を連れて歩いて保育園まで登園しているというご家庭です。特に降園時ですが、一人で先に行ってしまうたり、急に道路に飛び出してしまうたりと、いろいろな方法でお母さんの気を引こうとする行動がみられました。保護者が関わっている障がい者生活支援センターやボランティア、居宅介護事業所などを探しましたが、希望する時間帯で対応できる人や事業所が見つからなかったのが現状です。現在は、子ども政策課に相談し、療育支援の派遣や児童発達支援を利用しながら調整しているといった状況です。

(向会長) 次に吉田委員からのご質問です。障がい者生活支援センターかすがいの傾向と所感にあります、一般就労されている障がいのある方への支援についてです。これについて障がい者生活支援センターかすがいから回答をお願いします。

(障がい者生活支援センターかすがい 的場相談員) 企業側が、ご本人の意思を無視したり、無理につなぎとめたりすることはないですが、退職ではなく、休職の提案をされる場合が多いです。中には障がいの特性的に、企業側が契約を切りたいと感じているケースもあり、休職の提案にご本人が助かる場合もあります。ご本人と企業側とのやり取りがうまくいかなかったり、ご本人が企業側とのやり取りを望まない場合があったりするので、その場合は、障がい者生活支援センターかすがいが間に入り、ご本人の意向を聞き取った上で、企業側へご本人の意向をお伝えしています。また、ご本人が、休職を選択した場合は、休職期間を活用して次のステップに進むための支援をしています。

◆議題2 「連絡会及び部会の報告について」

- ・障がい者生活支援センター連絡会の報告

(障がい者生活支援センターあっとわん 住岡相談員) 資料2に基づき報告

・当事者団体連絡会の報告

(服部委員) 資料3に基づき報告

・医療的ケア児等支援連絡会の報告

(障がい者生活支援センターあっとわん 住岡相談員) 資料4に基づき報告

・相談支援連携部会の報告

(基幹相談支援センターしゃきょう 高村相談員) 資料5に基づき報告

・運営会議の報告

(事務局 渡辺主査) 資料6に基づき報告

(向会長) 当事者団体連絡会の報告にあります、わーくはびねす農園あいち春日井ファームについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局 清水課長補佐) わーくはびねす農園あいち春日井ファームは、令和元年7月に春日井市神屋町に開園した、約1万1000平米の農園です。株式会社エスプールプラスが運営しており、一般企業に対して障がいのある方が働く場所として農園を提供し、一般企業は障がいのある方を一般就労として雇用し、株式会社エスプールプラスから借りたわーくはびねす農園あいち春日井ファームで働いてもらうというシステムです。障がいのある方は、企業に就職した上で、この農園において作物を育てるという仕事をしており、育てて収穫した作物はその企業の福利厚生で社員に配布するなどして活用しております。本市としては障がいのある方が働く場所として選択肢の一つとなると考えて農園の開園や運営に協力するため、平成31年の1月に協定を締結しております。

(向会長) これにつきまして、ご質問等よろしいでしょうか。

(水野委員) 福祉サービスとは違った形態で賛否あるとは思いますが、今後このような会社の周知や事例を交えた意見交換を図る機会が持てるといいと思います。

(田代委員) 私は反対派なんですが、親御さんの立場からすれば、収入が安定し将来も安泰と言われると、その仕組みを理解せずに働いている方が多いのではないかと思います。障害者就業・生活支援センターとしては、生活の支援はしますがこの事業には協力しないと決めています。

(向会長) こちらは特例子会社ではなく、一般企業に採用されてそこから出向するという形で農園でお仕事をされるということですが、仕事をしながら他の生活面では障がい福祉サービスを利用している方もいると思います。そういう方たちの権利を擁護していくとい

う意味でも私たちが支援していかなければいけない方も利用者の中にはいると思います。また、利用者の中には差別に遭うリスクもあり、それを守るという意味でも、実際に利用されている方の生活面を糸口に、目を離さずに支援を続ける必要があると思いますので、今後も障がいのある方を支えていただきたいと思います。続いて戸田委員から、医療的ケア児等支援連絡会の報告にある、医療的ケア児者が利用できる社会資源等の情報について、期待とともに伝わる方法を考えていただきたいと思いますというご意見ですが、障がい者生活支援センターあつとわんより回答をお願いします。

(障がい者生活支援センターあつとわん 住岡相談員) 医療的ケア児が利用できる社会資源等の情報発信については、今後、部会の中で検討していく予定ですが、現段階では市のホームページや書面等での発信を予定しています。また、現在、障がい者生活支援センター連絡会でホームページを作成しているため、そちらにも掲載したいと考えています。

(向会長) 医療的ケア児等支援連絡会が部会になることと、相談支援連携部会が今年度をもって終結して新たな取り組みを始めるということについて報告がありました。いずれも来年度からの取り組みとなりますが、高木委員から自立支援協議会の来年度からの取り組みについてご質問がありますので、事務局から部会の構成等について説明をお願いします。

(事務局 渡辺主査) 来年度は、医療的ケア児等支援連絡会は、医療的ケア児等支援部会になり、相談支援連携部会は終結し、新たな取り組みとして、相談員の学びの場がスタートします。医療的ケア児等支援部会の主な活動として、医療的ケアを必要とする方が利用できる社会資源の情報をまとめたガイドブックを作成します。また、相談員の学びの場では、事例検討のほか、相談支援に必要な情報共有や各制度の勉強会などを行っていきます。高木委員から、これまでの相談支援連携部会の活動内容が継続されるのかというご質問をいただいておりますが、計画作成率の向上に関する取り組みを除き、相談員の質の向上に関する活動内容は継続され、これまでの取り組みに加え、事例検討を行って参ります。

◆議題3「その他」

・地域生活支援拠点等の報告

(障がい者生活支援センターかすがい 的場相談員) 資料7に基づき報告

(向会長) 事前に田代委員と戸田委員から、グループホーム体験利用時における送迎の課題についてご質問をいただいておりますので、事務局から回答をお願いします。

(事務局 渡辺主査) 日中活動先の送迎については、地域生活支援拠点等の課題の一つと

して認識しております。日中活動先の送迎ルートをグループホームの体験利用に合わせて、各事業所に変えていただくことは非常に困難であるため、事業所や保護者の方の送迎に変わる方法については、障がい福祉課としても、速やかに調査研究して参りたいと思っております。

・障がい者虐待の通報・届出状況について

(事務局 基幹相談支援センターしゃきょう 林主査及び西尾主査) 資料8に基づき報告(坂田委員) 報告書について、通報が何件か出ているにも関わらず、届出件数がゼロというのはなぜなのでしょう。

(事務局 西尾主査) 通報については、虐待の疑いがあるものも含めて広く受け付けています。事実確認を行った結果、虐待認定に至らないというケースもありますが、そういった場合でも必要な指導を行っています。

(田代委員) 他の市町のケースですが、最初に市役所の職員が相談ということで受付したものの、数年後にそれが虐待だったという案件がありました。虐待防止法の中では、相談として対応したものの、受け付けた段階で虐待が疑われれば初動対応が必要になるため、受け取り側の体制や捉え方も問題になってくると感じています。また、来年度以降、虐待防止委員会の設置等が義務化されるため、研修等も充実させる必要があると感じています。

・その他

(向会長) 事前に水野委員から障がい者の生涯学習についてご質問をいただいておりますので、事務局から回答をお願いします。

(事務局 清水課長補佐) 文部科学省が実施している、学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業というもので、障害者の生涯学習実践研究講座が、令和3年度については全7回行われました。内容については、ライフステージ別に乳幼児期から青年期の生涯学習についての講座でした。講座を主催された志村様や田中先生とも協議できたというご意見がありますが、来年度についても、実践研究講座というものを予定しております。その中では、福祉事業所が取り組んでいる生涯学習、余暇支援についての講座を開くことを予定しております。福祉事業所との連携を図りながら、講座等の事業、取り組みにつなげていただけるように、障がい福祉課からも意見を上げていきたいと思っております。現在、福祉事業所に講座の中で余暇支援について話をしていただけるか打診していますので、受けていただければ、来年度の講座で開催されるということになっていくと思います。

(水野委員) 障がい福祉に関連する内容であり、課題も出ているということですので、今後、協議会の中でどのように協議していけるのか確認する必要があると思っています。また、前回の協議会では重層的支援体制整備事業に関して長坂地域福祉課長が直接ご説明をいただきましたが、研究講座などについても直接当事者の方に来ていただけたら、質疑応答等も行いやすいのではいかと思っています。

(向会長) 生涯学習というものは、障がいの有無に関係なく大切なものだと思いますので、ニーズがある方には、各支援員からもご紹介していただきたいと思います。

(市川委員) グループホーム体験について、有償運送の利用料金が高いという話がありましたが、どれくらい高いのか、また、わーくはびねす農園あいち春日井ファームについて、もう少し詳しく教えてください。

(服部委員) 福祉有償運送については、距離に応じた金額が設定されていると聞いていますが、事業所が少なく、なかなか契約できないというのが現状です。

(戸田委員) 福祉有償運送については、単価はそれほど高くないと思いますが、法人の利用者のために許可をとる事業所が多いように感じています。障がいがある方のことを分かった上で資格を持った職員がタクシーの代わりに運転することになります。タクシーのように知らない運転手が運転するというのは、障がいがある人にとっては難しい部分があると思います。

(事務局 基幹相談支援センターしゃきょう林主査) 福祉有償運送については、現在、5団体程の登録があると聞いています。利用料金については各事業者で設定されています。料金を変更する場合は、市が開催する福祉有償運送の会議にかけて承認を受ける必要がありますが、福祉有償運送の料金そのものは普通のタクシーよりも安いと思います。

(事務局 清水課長補佐) わーくはびねす農園あいち春日井ファームは、大きなビニールハウスを想像していただき、そこが農園になっているという形です。株式会社エスプールプラスがその農園を運営しており、その農園が幾つかの区画に分かれています。企業がその区画を借りて、そこで障がいのある方が働くという形になりますが、働く障がいのある方は、その区画を借りた企業に一般就労し、働く先がビニールハウスの中にある農園という形になります。そのためビニールハウスの中には、いろんな企業の人が働く場所が混在しています。イメージとしてはAという会社がありますと、Aという会社のわーくはびねす農園支社という考え方で、障がいのある方は、そのビニールハウスの中の農園で作物を育てて仕事をされるという形になります。あくまで、障がいのある方は、福祉サービ

スでも特例子会社という形でもなく、その企業に一般就労しているという形になります。

(向会長)従来の障がい者雇用という考え方は、企業の中で障がい者の業務を切り出して、企業内で就労していただくというものであり、それが難しい場合は、特例子会社を作って、障がい者の方が働くことになるものだと思いますが、法定雇用率を達成できずに納付金を納めたり、法定雇用率を達成していないことで企業名を公開されて企業イメージが低下したりするよりは、多少費用を払ってでも、雇用して出向のようにしているのだと思います。一番大切なのはそこで働く人たちの権利を守っていくということだと思います。そこに勤めているから支援の対象にならないということではなく、できる限りそこに勤めている人も、支援の目からこぼさないようにすることが大事だと思います。

各委員にその他意見がないことを確認し、閉会した。

令和4年6月1日

会 長 向 文 緒

職務代理者 水 野 幸 樹